

紀要

■設立50周年記念号

- 鳥浜貝塚におけるニホンジカの利用…………… 佐藤 巧庸 (1)
- 土偶の意味論に関する理論的基盤の整理と試論…………… 瀬口 眞司 (13)
- 湖北・湖東地域の前期古墳の葺石…………… 宮村 誠二 (23)
- 横穴式石室の空間設計の検討
—志賀古墳群における平面プランと副葬土器…………… 堀 真人 (28)
- 木村石塚古墳出土埴輪について…………… 辻川 哲朗 (40)
- 近江八幡市大中の湖南遺跡の再検討
—石敷き遺構 第1遺構の構造について— …………… 田中 咲子 (57)
- 小型海獣葡萄鏡について…………… 福井 知樹 (61)
- 墨書土器にみる古代の近江 —その2—…………… 濱 修 (64)
- 比良山系の山寺に築かれた石垣と回峰ネットワーク… 小林 裕季 (79)
- 『阿刀氏家譜系脈 御由緒二関ハル古記調査書類』
現代語訳・解題(2)…………… 阿刀 弘史 (90)
- 将棋史研究ノート 11—改めて将棋について考える—…………… 三宅 弘 (98)
- 「清瀧寺徳源院」絵図の示すもの…………… 中川 治美 (107)
- マメ類の利用についての研究ノート(2)…………… 小竹 志織 (119)
- 木製品の保存処理について —課題と実際—…………… 中村 智孝 (122)

34

『阿刀氏家譜系脈 御由緒二関ハル古記調査書類』現代語訳・解題（2）

阿 刀 弘 史

1 奏状 東寺

真言宗の様々な行事における監督役である東寺俗別当を（自分たちが）担当するために請う。

右の出家者⁽¹⁾についての世間の評判は、道理は人によって盛んになり、人は道理によって高まるもので、内外お互いに支えあい、長く盛んになるものである。しかし今、東寺・神護寺・金剛峯寺などの寺に俗別当がいるとは言っても、雑多な役割を担うのみであり、真言宗の様々な行事における監督役を務める役割ではない。延暦寺などに至っては、省察⁽²⁾を経ずに別当がことごとく天台宗の行事を行う。謹んで考えると、太政官は去る弘仁14年（823年）2月26日、比叡山寺に別当を置く朝廷からの命にいわく、一事（別当を置く件）についてはすでに別当に申し上げたとのことであった。また同じ年の10月10日の命にいわく、真言宗の僧50人が、東寺に住んでいる他宗の僧を今後は一緒に住まわせることがないようとの願いを求め、真言宗の得度購読修法などの様々なことについて、延暦寺の例にならい、東寺別当職をして同様に監督役に加えた。

伝法闍梨⁽³⁾は現在、仏法の領分とされるものである。（伝法灌頂を受けるという行為に）当たるに先立って選び定め、俗別当を経て、その分を用い処することを請う。ひとえに延暦寺のようにわけず、謹んで天の裁きを請うように、天の恩恵が許すのならば所司（＝役人）に命じる命令を請う。
承和5年（838年）9月 日

1 太政官 治部省に命令

東寺別当職をして、延暦寺の事例に倣い、真言宗の様々な事を扱うことを命じる事

右の律師伝燈大師の位にある実恵の訴状を受け取った。道は人によって盛んになり、人は道によって高まるもので、内外お互いに支えあい、長く盛んになるものである。しかし今、東寺・神護寺・金剛峯寺などの寺に俗別当がいるとは言っても、雑多な役割を担うのみであり、真言宗の教えを預かっているわけではない。延暦寺の別当などに至っては、ことごとく天台宗の行事を行う。東寺俗別当をして真言宗の様々なこと、真言宗の得度および諸国に任ずる購読師などの諸々の事について監督することを望み願う。

現在の伝法阿闍梨は宗派の特徴を表すものであり、いろいろと考えて選び定め、しかる後に別当にその処置の事を申し奉らせることで、延暦寺の別当にならい、謹んで処分を請うものである。

権中納言従三位兼行左兵衛督陸奥出羽按察使藤原朝臣良

房が宣われ、勅を奉り、よって請うものを承知するようよろしく。命が届いたらそれを奉じ行うこと。

承和6年（839年）4月11日 左大史正六位上山直

（以上、『東宝記』第七より）

准三后高演撰⁽⁴⁾ 弘法大師正伝

弘法大師遺告。その父は佐伯直氏、讃岐国多度郡の人。母は阿刀氏の人である。高演が調べたところでは、三密房聖賢阿闍梨が広伝⁽⁵⁾で述べていることによると、大僧正法印大釈高位諱は空海で、灌頂号は遍照金剛。普段の職位は大僧都伝燈大法師位。弘法大師と諡（おくりな）する。讃岐国多度郡屏風浦の人である。俗姓は佐伯直、天孫の出自である⁽⁶⁾。

少時の名は真魚、その父は田公（たのきみ）という。田公の父は男足（おたり）という。その先祖は日本武尊に随伴し、毛人（蝦夷などの東方・北方の民）を征服した勲功により世に封じられ、土地を讃岐国において賜る。これにより、ここに家を置く。子孫は相次いで代々県令（少領）となる。

母は阿刀氏である。旧記⁽⁷⁾にいわく、伊豫親王の学師士である。従五位下阿刀宿祢大足の姉である。

弘法大師伝記

師の諱は空海、讃岐国多度郡屏風浦の人である。父の姓は佐伯直、田公という名である。諱は真氏。先祖は天孫の出自で、豊嶋（善通）卿はその六代目の子孫である。母は阿刀氏の者で、役人の妻である。（中略）改めて儒学に入門した。

母方の家に舅がおり、名を阿刀大足朝散太夫といい、伊豫親王の学師士である。ある日やってきて両親に会って言うことには、「聞くところによると世継ぎの子（＝真魚）をもって出家させ、仏教を学ばせる用意をしているそうだが、儒教の書物はその地盤である。地盤（儒教）を捨てて（仏）道を行くのは、どうしてその道に限ってしまい、学校に入って（儒教を）知らずにいることになるうか。ここにおいて先祖代々の道をたどらせよう。叔父が、ひとえに儒教の經典、六経、小部の書史伝や大部の書籍を授かっている。文章に興味を持つことは道理に早く通じており、すべからくますます盛んになる性質なので、教師から数年の教えを受けさせよう」とのことである。

太政大臣従一位藤原朝臣良房等が奉る 勅撰 続日本後紀

その法師は讃岐国多度郡の人で、佐伯直に生まれ、十五歳にして舅の従五位下阿刀宿祢大足に就いて文書を学んだ。賢く、文章を書けば世間に三教論（『三教指帰』）として知られるものを書く。これは二晩の間に撰されたところのものである。

小野宗体要

十八歳で『三教指帰』三巻を作る。

空海編『三教指帰』

私は「年」学問を志し、「外氏」「阿」「二千石」「文学」「舅」に就き、当たって学問に精進した。

解説・註

志した「年」とは、十五歳の説がある。

「学問を志す」とは、論語に言う「孔子曰わく、吾（われ）十有五（じゅうゆうご）にして学に志し、三十にして立ち、四十にして惑わず」である。

「外氏」とは、母方の外戚をそう名付けている。父方は「内戚」と称する。

「阿」とは阿刀氏のことである。

「二千石」とは太夫の中国名である。また、（従）五位の中国名である。さらに（阿刀氏は）伊豫親王の学師である。二千石の禄を拝領していた。

「文学」とは大学寮のことである。

『漢書』では、承相御史⁽⁸⁾二千石が、諸太夫を助けて学者にしたという。

「舅」とは『爾雅』⁽⁹⁾によると、母の兄弟のことである。

一．佐伯直氏 善通寺縁起の書

讃岐国の佐伯直氏田公は信仰心があり仏教に帰依しており、ついには佐伯自らの館を三宝（仏・法・僧）に喜捨し、末永くこれを寺に代え、自らの「善通」の名を表して社号を「善通寺誕生院」にさせたという。

東寺

東宝記

桓武天皇の御代、延暦13年甲戌の年、平安城に都を遷す。同15年丙子の年、大納言（藤原）伊勢人を造寺長官に任命し、東寺・西寺を建立する。（建立の目的は）近いところでは左右二京の安鎮、また遠いところでは一天四海（＝天下すべて）の護衛である。いわゆる「左大寺」「右大寺」はこれである。

東寺八幡宮鎮座記

桓武天皇は、東寺草創の時に、帝都鎮護のため、皇祖八幡宮を三ヶ所から勧請された。奈良の東大寺の鎮守八幡宮の例に倣わせられたという。

嵯峨天皇は尊敬されている若い僧、空海に命じられて、（勧

請した八幡神の）お姿を彫刻させられた。

弘仁元年（810年）9月、さらに重ねて本社三ヶ所（仲哀天皇、神功皇后、応神天皇並びに臣下の武内（宿祢?））を勧請されたことがあった。

これ

明治維新の際、御廃社となった。

源氏河海抄

遷都のはじめ、玄蕃寮⁽¹⁰⁾を置く。弘仁以来、東鴻臚館⁽¹¹⁾を空海に賜り、東寺とした。西鴻臚館を守敏に賜り、西寺とした。その後、七条（通り）の北、朱雀（大路）の東西に西鴻臚館を造立し、玄蕃寮と呼んだ。

一．東寺勅令預 空海

弘仁14年（823年）1月19日 朝廷の使いである藤原朝臣良房が勅書を奉る。東寺をもって（弘法）大師に賜り、末永く密教の修行場とし、以前唐に渡って請来した法丈・曼荼羅など師から伝えられた道具、および勅願で写経したところの一切経・天台法文などを秘する。今以降は一つの宗派の長である大阿闍梨をして代々これを守り奉らせることとする。

そして、あの西院を住居として賜った（もともとは玄蕃寮の建物だという）。秘密伝法院と名付ける（現在の祖師堂がこれである）。延喜年間以来、勅宣によって御影堂の社号がある。かつて天皇がお隠れになった時には西院を御所に定めた。

日本後記によれば、弘仁14年（823年）1月三乙亥、僧都空海は東寺長者に補任され、勅宣によって末永くこの寺を預かりたまわるといふ。乙亥はすなわち19日である。

これより以前には、諸宗の僧綱はみな、東寺の別当職に補任されることがあった。今ここに大師はこの寺院（東寺）を代行し、初めて真言宗のみに属するよう定め、以後は他の僧侶を受け入れなかった。これにより、特に請願して五十人を定員とする僧を置き、彼らに密教律論を学習させた。弘仁14年（823年）10月10日、勅許官符を賜る。おおよそ次のようなもので、再度官符を賜った。

右大臣 宣奉

勅す。件の寺（東寺）に真言宗の僧を五十人住まわせる。空海公は道を訪ね、秘密真言（宗）を伝えた。錫杖をつき、安拝して神呪の妙力を持つ。また東寺は遷都の始めから鎮護国家を行い、柏原先朝（＝桓武天皇）の建立するところのものである。この状況をふまえて、僧徒らを率いて真言宗をもちたて、災いを転じて福を修め、国家を鎮護するように。

弘仁14年（823年）12月2日

一 法を伝え職を受けつぎ、代々師から弟子へと法・道を伝える事を願われること

一 教王護国寺と詔により呼ばれること、併せて代々の官

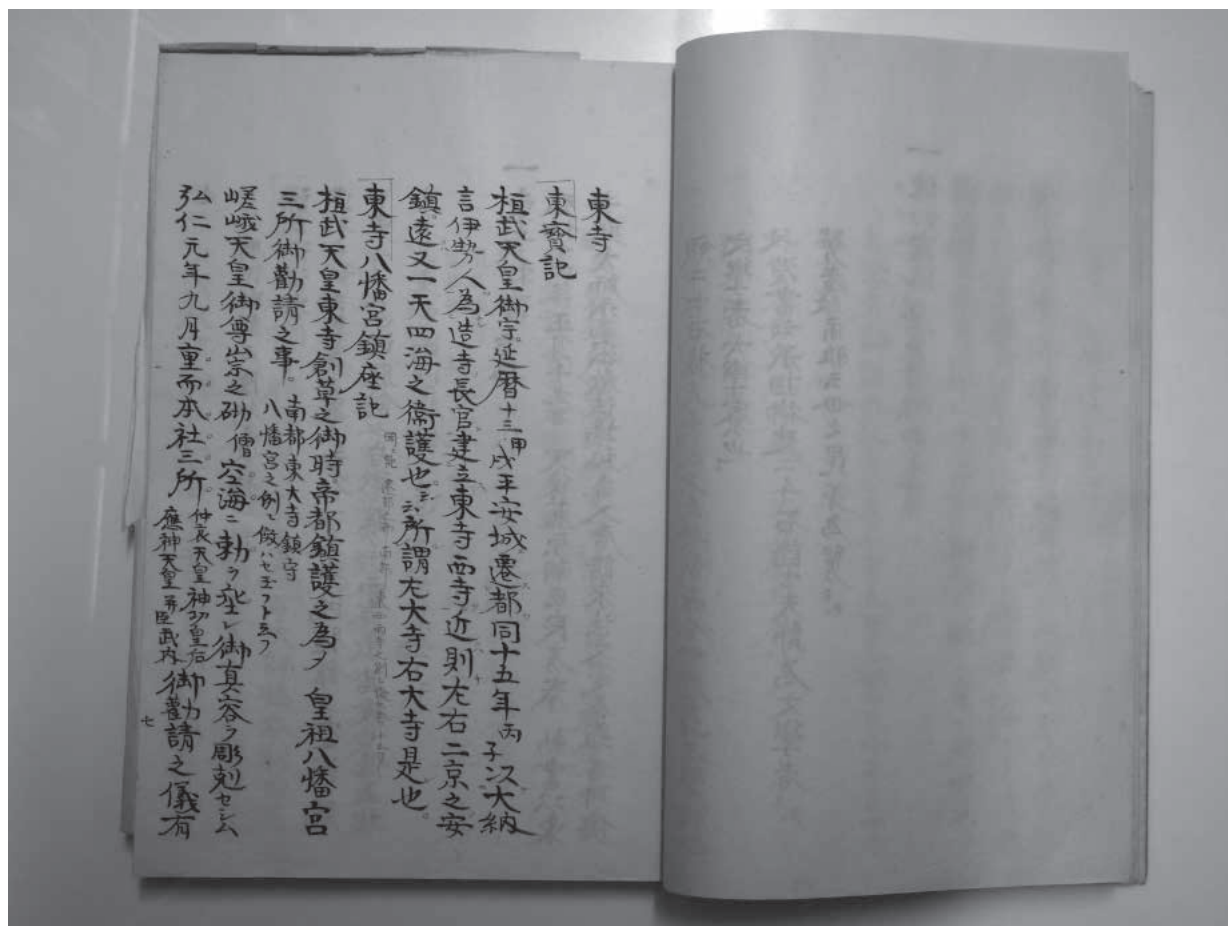


写真1 『阿刀氏家譜系脈 御由緒二関ハル古記調査書類』より 1

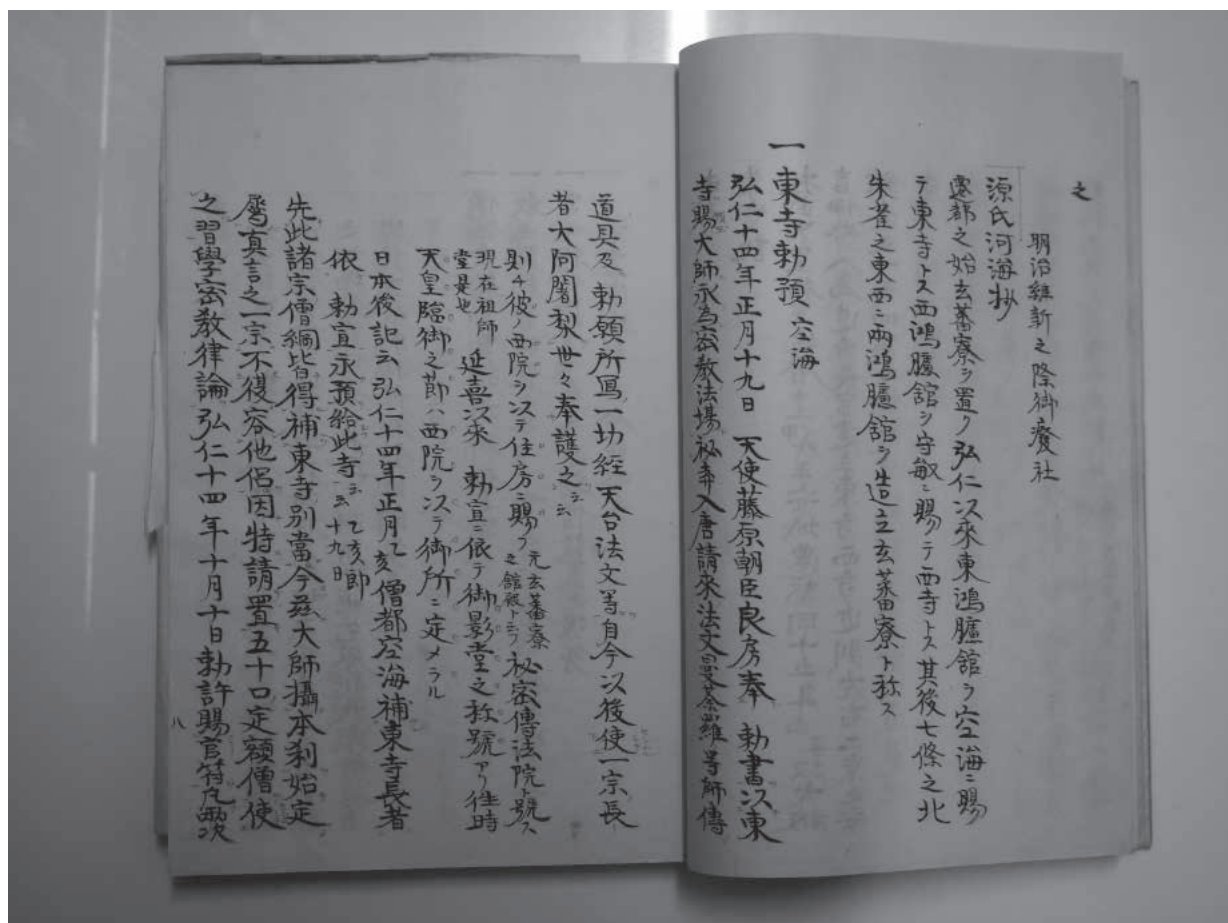


写真2 『阿刀氏家譜系脈 御由緒二関ハル古記調査書類』より 2

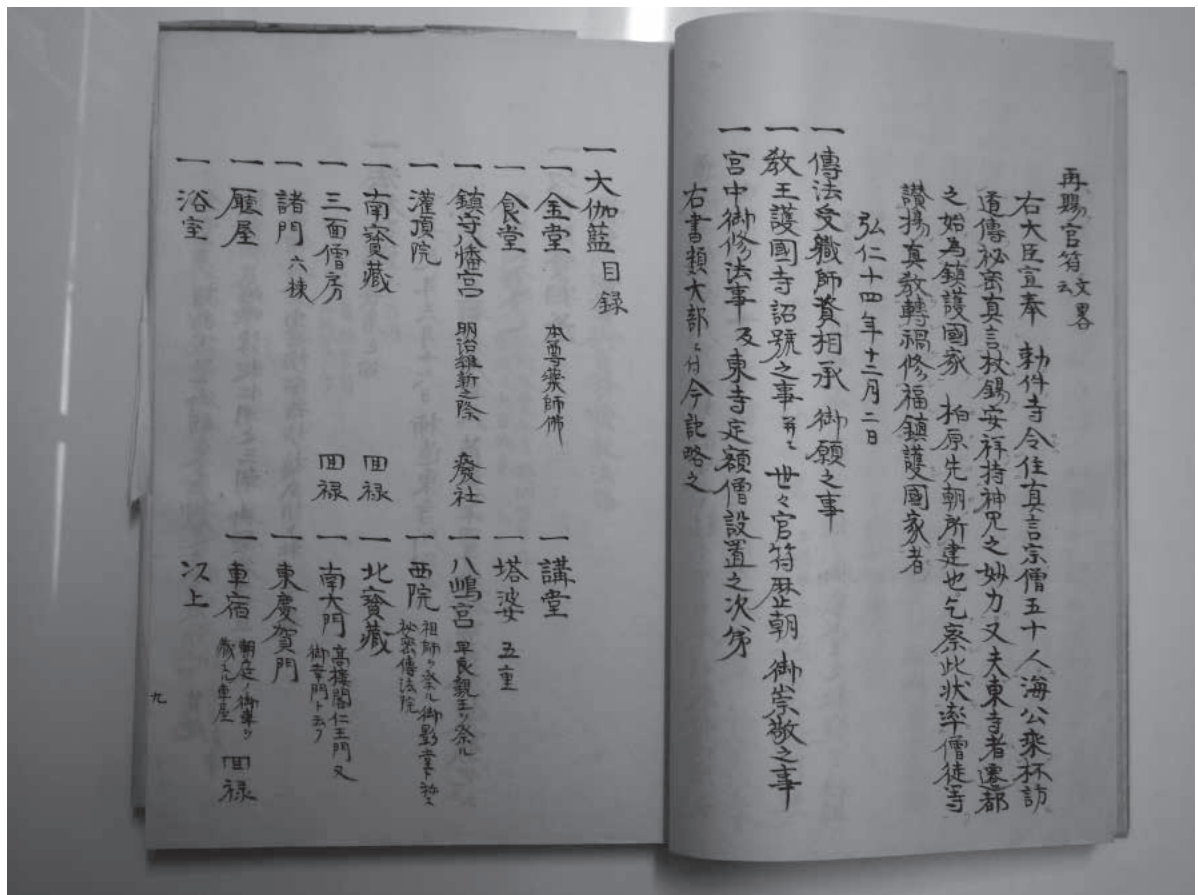


写真3 『阿刀氏家譜系脈 御由緒二関ハル古記調査書類』より 3

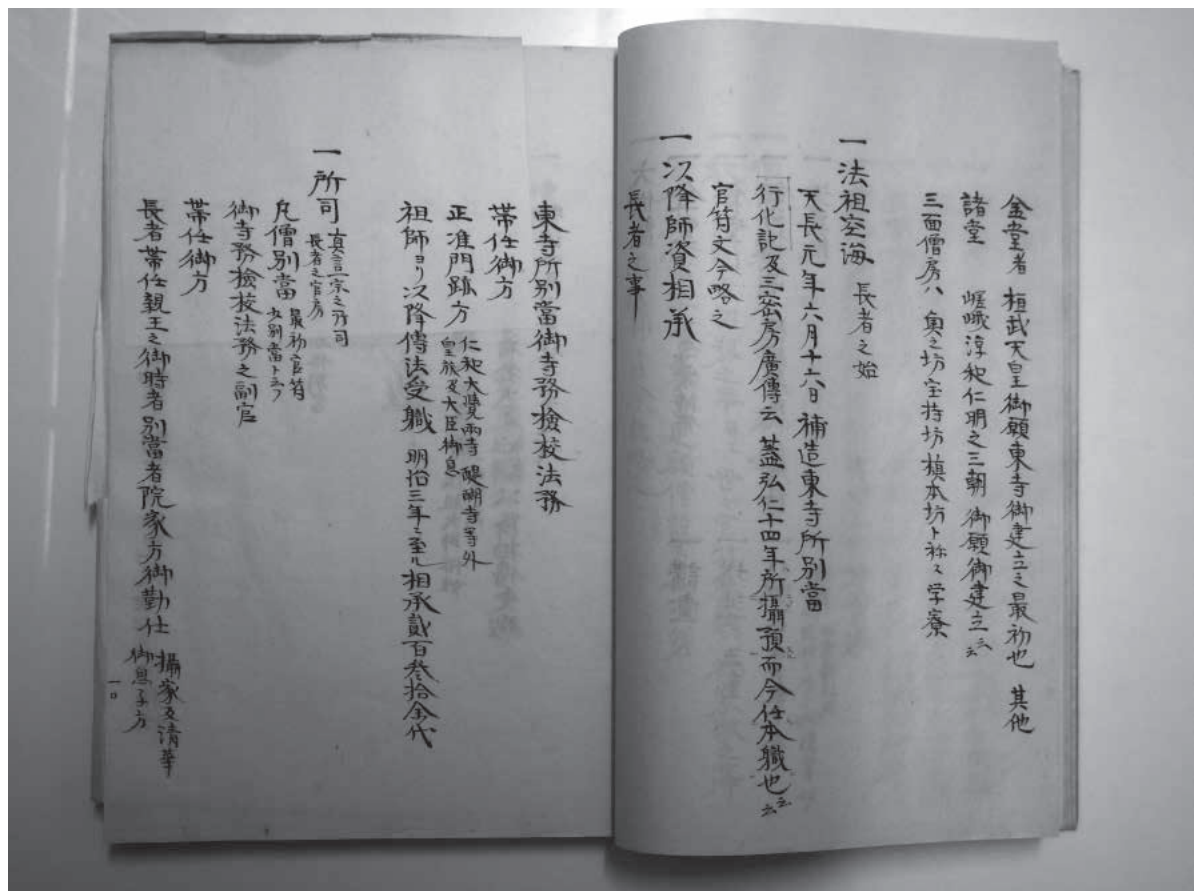


写真4 『阿刀氏家譜系脈 御由緒二関ハル古記調査書類』より 4

符により歴代天皇が崇敬されていること。

一 宮中で修められる法事および東寺に定員の僧を設置される次第

右の書類の大半について今、記録を略する。

目録

- 一 大伽藍
- 一 金堂 本尊薬師仏
- 一 講堂
- 一 食堂
- 一 塔婆 五重
- 一 鎮守八幡宮 明治維新の際 廃社
- 一 八嶋宮 早良親王を祀る
- 一 灌頂院
- 一 西院 祖師を祀る御影堂と呼ぶ秘密伝法院
- 一 南宝蔵 四祿
- 一 北宝蔵
- 一 三面僧房 四祿
- 一 南大門 高樓閣仁王門および御幸門という
- 一 諸門 六棟
- 一 東慶賀門
- 一 庁屋
- 一 車宿 朝廷の御車を蔵する車屋 四祿
- 一 浴室 以上

金堂は桓武天皇の請願で東寺を建立された最初の建物。

その他の諸堂は嵯峨・淳和・仁明天皇の三代で請願・建立されたという。

三面僧房は奥の坊・宝持坊・旗本坊という、学寮。

一 法祖空海 長者の始め

天長元年6月16日 造東寺所別当に補任される

『弘法大師行化記（行状記）』（12）および三密房広伝（13）によると、おおよそ弘仁14年には預かり修めるところであり、その後この職に任じるといふ。

官符の文はこれを略する。

一 以降、代々師から弟子へと法・道を伝える

長者の事

東寺の別当は寺の務めであり、法務を監督する。その任を帯びる人である。

正しく門跡（14）に准じる。仁和寺・大覚寺・醍醐寺などのほか、皇族および大臣の子弟が住する。

祖師から以降、法を伝え職を受け継ぐ。明治3年に至り、代々二百三十代余伝える。

一 所司 真言宗における所司は長者の官房（15）

およそ僧別当（最初の官符では少別当という）は寺の務めであり、法務を監督する副官。その任を帯びる人である。

長者の任を皇族の者が帯びるときには、別当は院家のも

のが勤め仕える（摂関家・清華（16）の子息のもの）。

長者の任を院家の者が帯びるときには、別当は准院家（その寺に住む僧侶）が勤め仕える（華族および位を有するものの子息）。

一 所司 造東寺所所司

修理別当（最初は俗別当という）

東寺執行

任を帯びるもの

阿刀氏が代々勤め仕え、職を相伝える。法祖大師（＝弘法大師）俗姓の血縁の一門。

この職の元祖は阿刀宿祢大足（法諱は永真）で、以降職を代々受け継ぐ。

明治4年に至り、第39代を数える。

一 僧綱（17）

東寺の僧の定員は24名 最初の官符では50名 後に改められ24名

内訳

一 三綱（さんごう） 3人

上座・寺主・都維那（18）

祖師（空海）がこの世にあった昔には、寺に入ったものが三綱であった。

その後、寺に入らず常住する権三綱が置かれるよう申請し、定められた（19）。

一 常住三綱座 12人 寺に入らない権三綱

上座1人 権上座2人 寺主1人 権寺主2人 都維那1人 権都維那2人

あわせて9人 12人となった理由はあるが、今はその理由は略する。

一 供僧（20） 21人

祖師（空海）がこの世にあった昔には、寺に入ったものが供僧であった。

以後は欠員が出た場合、寺に入らず常住するものを置くよう申請し、定められた。

右のことが再興された次第については、追って次に記す。

一 目代職（もくだいしょく） 一

寺務に所属する。寺務職の目代（代理人）。

所司に任命され、僧別当と修理別当の連名での任符が発給される。

補任状の例は、追って修理別当職務の部に記載する。

一 勾当職（こうとうしょく） 一

所司に所属する。所司の勾当（寺の事務を司る役僧）。

所司に任命され、僧別当と修理別当の連名での任符が発給される。

補任状の例は、追って修理別当職務の部に記載する。

一 公文所(21) 一

任命は右に同じ

一 中綱

承認法師。法祖大師（空海）がこの世にあったときには、随喜侍の者といった。

中綱座 12 人

右が 12 人になった理由はあるが、今はその理由の記載を略する。

大伽藍の守護に配置されること、ならびに鎮守の神事の役に充てられる。

服務内訳

一 宮中真言院小行事職 一 一 金堂預職 一

一 食堂預職 一 一 講堂預職 一

一 大塔預職 一 一 八幡宮預職 一

一 八嶋宮預職 一 一 灌頂院預職 一

一 夜叉神預職 一

以上

一 補任の事

中綱職以下の諸々の役の補任については、修理別当から任符が給付される。

以下、諸々の役の補任状の例は修理別当職務の部に記載する。

一 職掌座

中間界。法祖大師（空海）がこの世にあったときには、随喜下部役の者といった。

雑務に配置され、ならびに内外の鎮守の神事役に当たる。

服務

一 棚守職 一 一 大炊職 一 一 鐘権職 一

一 鎮守八幡宮附役の者

巫一職

一 大童子 一 一 小童子 一 一 小所子 一

一 獅子職 一 一 奏楽人 八

この他

一 略職掌 宮仕 六

一 臨時寺役の者

工芸諸職

一 大仏師職 一 一 絵仏師職 一

奈良方の職人である康助・康慶から代々伝わる。

建久 9 年(1198 年)、運慶から東寺寺役者に補任される。

一 惣大工職 一 一 修理大工職 一 一 瓦司職 一

一 檜皮工職 一 一 鍛冶職 一 一 畳工職 一

一 壁工職 一 一 木守職 一

以上

右、東寺所組織の略

一 この他に北面、他に三清人などの役の者がある。

北面士は後宇多法王が延慶元年（1308 年）、東寺をご参詣された折に警護をした武士とのこと。東寺の護衛に附属させられたという。

一 三清人

下役の僧。葬喪事務に配置される。蓮華寺・念仏寺・慈照院など。現在は西山派に属し、浄土宗になっている。

一 清目

葬事の下部。

承前

一 住僧 15 箇房のおこり

供僧学衆などの寮舎。

旧記（『先代旧事本紀』）によると、高祖（空海）入定から 500 年後、取り立て置かされるという。

一 東寺は他山の寺院に準じず、一切の宮符を低め、勅願により建立された本刹であるがゆえに、常住の式衆(22)を減らすことはできない。かつては三面僧房があり、僧綱はみなこれに住んでいた。

一 以前に申請し改めて寺に入っていない権三綱を置いた例に倣って、今また申請して寺に入った供僧を、改めて寺に入っていない常住を置き、これを住侶と称する。

旧記によると

以降、供僧三綱が欠如することがはなはだしく、そのために鎮護国家の道場であるという勅願の大意から遠のいていくという。深くこれを嘆くべきことであり、寺院らで相談し、申請したところ、ついに空位でなくなった。ここに、四條天皇のご請願により延応 2 年（1240 年）3 月 21 日からはじめて取り立て 5 人を置かれた。以降、後深草天皇のご請願により建長 4 年(1252 年) 2 月 14 日に 10 人を加え、亀山天皇のご請願により弘長 3 年（1263 年）に 1 人を加える。文永年間（1264 年～1275 年）に 2 人を加え、花園天皇のご請願により正和元年（1312 年）3 月 21 日に 3 人を置かれた。

以上が 21 人の成就である。

一 なおまた、正和 2 年（1313 年）12 月 7 日、後宇多法皇のご請願により、近隣国の諸々の莊園を挙げてこの寺の供僧が代々続くため、給料として施入（寄進）があった。

右のことは宸翰(23)起請のご誓願文一通であり、永く東寺の宝物蔵に伝え遺されていた。

十五の簡房の社号

観智院 宝菩提院 金勝院 宝巖院 妙観院 宝輪院

宝泉院 金剛珠院 金蓮院 増長院 正豊院 仏乗院

宝勝院 金光院 光明院

以上

因みに附記

寺務である御影供（みえく）の勤めにでていたのは灌頂院預かりの浄円で、このうえなく粗雑なふるまいをしてお

り、灌頂院はこれをことごとく改め替えさせた。急ぎ上申し、才能ある者にこれをさせるべく、下知を仰せさせられた。恐れ慎み申し上げる。

後 3 月 3 日 光耀

執行阿闍梨御房

附記

かつて三面僧房を奥之房・楨本房・宝持房と称した。塔頭はこれを三上人と呼ぶ。

一 近来（沿革）

去る明治維新の後、現存の智院・宝菩提院・金勝院の 3 箇院を除くこれ以外のものは、みなすべて廃蹟となった。

東寺は観智院をもって塔頭とし、東寺一山の宗務所を置いた。官長を住まわせ、かつ副住職を置いた。

旧記にいう 寺院の事

正中年間（1324 年～1326 年）までは、寺官の中に執行が目立たずあった時、執行を指して寺家といった。こののち、供僧は藍内僧房から出た後は 1 体を指して寺家という。さりながら現在寺家の仕事を扱うのは執行であり、これを扱う者はその意味である。

官符、教王護国寺に下る

後花園天皇の御代

当寺の修理を弘法大師の門徒に課役させることに応じること

右は、彼の寺（＝東寺）の所司、三綱などがかつて奏状を受け取っていることである。故実を謹んで考えてみるに、当寺は、延暦 13 年に四神相応のかの地に開かれ幾億の歳月にも変わらぬ帝城を建てられて、その羅生門の左右に当てて、金剛刹の基跡を創建した。いわゆる東寺と西寺がそれである。近いところでは東西二京の鎮守であり、遠いところでは一天四海（＝天下）の衛護者であろう。高祖遍照金剛（＝空海）は蒼海万里の波濤を越え、鉄塔三密の教法、涵身自證⁽²⁴⁾の奥義を伝え、瓶水⁽²⁵⁾八祖の心の内にある秘旨を授かり、証明書を受け取った。大師が唐に渡ってすぐに、青龍寺の和尚が言うには「すでに久しく待っていたのにどうして遅かったのか」と。また付け加えて言うには「法を授けるには經典や仏像など託すべきものがある」と。郷里の国に帰り、国家蒼生の福を増すよう奉じなさい、と。これにより大同年間に帰朝した後、弘仁御俗の春に、東寺をもって永らく密教根本の道場とし、あえて他の宗派の者と雑住（＝一緒に住む）することができないようにさせる勅許を給わったことがあるとのことである。

（以上）

註

- (1) 俗別当を担う者のことか
- (2) 律令制で、多く省に属し、職(しき)より下位、司(し)より上位に位置する官司。内蔵(くら)寮・図書(ずしょ)寮などに位置する官司。内蔵(くら)寮・図書(ずしょ)寮など
- (3) 阿闍梨。密教では、決められた修行を終え、伝法灌頂を受けた僧侶を阿闍梨といい、伝法灌頂の位を持っている天台宗や真言宗の僧侶の総称
- (4) 准后(じゅごう)は、日本の朝廷において、太皇太后・皇太后・皇后の三后(三宮)に准じた処遇を与えられた者、またその待遇・称号。正式には准三宮(じゅさんぐう)といい准三后(じゅさんごう)ともいう。准后は略称である。清和天皇外祖父の藤原良房に三宮に準じた待遇を与えたのをはじめとし、当初は経済的処遇が主であったが、のちには称号を与えるだけとなった。高演(こうえん、明和 2 年(1765 年)－弘化 5 年 1 月 16 日(1848 年 2 月 20 日))は、江戸時代後期の真言宗の僧侶。右大臣鷹司輔平の子。幼名は理君。
- (5) 『高野大師御広伝』。聖賢が撰した元永元年成立の空海の伝記。
- (6) 『新撰姓氏録』では、天孫降臨の時に彦火瓊々杵尊を先導した天押日命(あめのおしひのみこと)を祖とし、大伴室屋の時に大伴氏から別れた神別氏族であるとされる。
- (7) 『先代旧事本紀』のことか。
- (8) 御史とは、前漢においては、副宰相である御史大夫に所属し、定員 45 人であった。そのうち 15 名は侍御史と呼ばれて殿中におり、二人の丞(副官)のうちの一人である御史中丞に統率された。残りの 30 人は御史大夫の役所に居た。御史は秩禄六百石で、百官の事を仕事とした。秦においては各地の郡に御史が派遣されて監察しており、監御史と呼ばれた。漢では丞相史が郡を監察するようになったが常置はされず、のちに刺史が置かれるようになった。すなわちここでは地方の監察官。
- (9) 中国最古の辞書。三卷。経書、特に詩経の訓詁解釈の古典用語を収集整理したもの。紀元前二世紀頃成立。現存の書は釈詁・釈言・釈訓など一九編に分類されている。十三経の一。
- (10) 日本の律令制において治部省に属する機関。和名は「ほうしまらひとのつかさ」、唐名は崇玄署、典客署、鴻臚寺。
- (11) 平安時代に設置された外交および海外交易の施設。前身として筑紫館や難波館が奈良時代以前から存在した。その名称は北斉からあった九寺のうちの外交施設「鴻臚寺」に由来し、唐の時代にその名称が日本に導入された。「鴻」は大きな鳥の意から転じて大きい意。「臚」は腹の意から転じて伝え告げるの意。「鴻臚」という言葉は外交使節の来訪を告げる声を意味していた。当初は朱雀大路南端の羅城門の両脇に設けられていた。東寺・西寺の建立のため弘仁年間(810 年－824 年)に朱雀大路を跨いだ七条に東鴻臚館・西鴻臚館として移転。現在の京都府京都市下京区、JR 丹波口駅の南東附近に位置した。天長 10 年(833 年)の『令義解』にある鴻臚館は平安京の鴻臚館を指している。
- (12) 平安～室町時代を通して制作された各種の大師伝記の一つ。藤原敦光の撰とされる。

- (13) (5) の『高野大師御広伝』所載の『三密房聖賢記』のことか。
- (14) 平安末以降、皇族・公家の子弟などの住する特定の寺院を指すようになり、しだいに寺格を表す語となった。江戸時代には幕府が宮門跡（法親王の居住する寺院）・摂家門跡（摂関家の子弟が居住する寺院）・准門跡（門跡に准ずる寺院）と区別し制度化したが、1871 年（明治 4）この制度は廃止され、以後私称として用いられる。
- (15) 総括事務部門。
- (16) 公家（くげ）の家格の一つ。「摂家（せつけ）」に次ぐ家格で、大臣と大將を兼ね、太政大臣にまで昇進することはできるが、摂政・関白にはなれない。
- (17) そうごう。日本における仏教の僧尼を管理するためにおかれた僧官の職。
- (18) ついな。上座は一般的には年長の高徳者が任じられる寺院の最高責任者、寺主は寺院内における事務・経営の責任者、都維那（ともゐな）は僧尼の戒律・学問に関する監督責任者である。
- (19) 権官（ごんかん）は、正規の員数を越えて任命する官職。「権」は「仮」という意味。平安時代に多用された。
- (20) ぐそう。神宮寺に住し仏事を修する僧侶。宮僧（くそう）、神僧ともいう。奈良朝ころより神仏習合思想によって神社に仏寺を建て、これに別当、檢校（けんぎょう）、勾当（こうとう）、専当、執行など多数の職階から成る僧侶を住せしめ、神官は別当を長とする僧侶の支配をうけた。
- (21) くもんじょ。古代・中世において公文（公文書）の管理が行われた組織。公卿の政所や僧綱・国衙・荘園などに設置され、文書管理のみならず指揮命令・訴訟・財政収取などの実務機関としても運用された。
- (22) 職衆とも書く。法会（ほうえ）をつとめる僧侶（伴僧）のこと。
- (23) 天皇直筆の文書。
- (24) 自意識の奥にあるもの。
- (25) 灌頂。頭頂に水を灌いで諸仏や曼荼羅と縁を結び、種々の戒律や資格を授けて正統な継承者とするための儀式のこと。

文献一覧（刊行年順）

- 網野善彦（1978）『中世東寺と東寺領荘園』東京大学出版会
- 酒井紀美（2004）「「獄前の死人…」をめぐって」（藤木久志・蔵持重裕編著『荘園と村を歩くⅡ』校倉書房）
- 世界宗教用語大事典（2004）新人物往来社
- 黒川直則（2005）「東寺執行職の相伝と相論」『2002 年度～2004 年度科学研究費補助金（基盤研究（B）（2））研究成果報告書 東寺における寺院統括組織に関する史料の収集とその総合的研究』東京大学史料編纂所
- 世界大百科事典（2014）平凡社

（あとう こうじ：調査課 副主幹）

ANNUAL BULLETIN
of
Shiga Prefectural Association for Cultural Heritage
Vol.34 2021.3

私たちは文化財をとおして
ゆたかな滋賀づくりに貢献します。



公益財団法人滋賀県文化財保護協会
Shiga Prefectural Association for Cultural Heritages